

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和5年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法により、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸するとされている。</p> <p>日田市は、住宅に困窮する低所得者等に、低廉な家賃で市営住宅の賃貸を行う。</p> <p>日田市は、公営住宅法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①公営住宅の入居に関する業務②公営住宅の家賃及び敷金の決定に関する業務③公営住宅の家賃等の徴収・減免・徴収猶予及び滞納整理に関する業務④公営住宅の入居者名義変更、同居申請等に関する業務⑤公営住宅の入居の承継に関する業務⑥公営住宅の収入超過者及び高額所得者に関する業務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 住宅管理システム(Acrocity住民情報)2. 団体内統合利用番号連携サーバ3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 市営住宅入居者個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の19の項2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木建築部 建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土木建築部建築住宅課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8218 mail:jutaku@city.hita.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I -5-② 所属長	課長 戸田重利	課長 岩尾憲正	事後	
平成30年4月1日	I -5-② 所属長	課長 岩尾憲正	課長 大関善孝	事後	
平成30年5月21日	I -5-② 所属長の役職名	課長 大関善孝	課長 岩尾憲正	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年6月1日時点	令和1年6月21日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	令和1年6月21日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策		様式変更「Ⅳ リスク対策」追加	事後	
令和3年9月1日	I -4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月21日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月21日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年9月1日 時点	令和4年7月15日 時点	事後	
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和4年7月15日 時点	事後	
令和4年7月19日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	mail:koukai@city.hita.oita.jp	mail:koukai@city.hita.lg.jp	事後	@city.hita.oita.jpは令和5年度中に停止予定
令和4年7月19日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	mail:jutaku@city.hita.oita.jp	mail:jutaku@city.hita.lg.jp	事後	@city.hita.oita.jpは令和5年度中に停止予定